

(議案第 1 号)

建築基準法第 4 4 条第 1 項第 4 号の許可申請について

令和 3 年 7 月

第 1. 計画概要

申請地 埼玉県川口市木曾呂 1 3 0 2 番地他、1 3 1 7 番地他

申請者 医療生協さいたま生活協同組合 理事長 雪田慎二

用途地域 市街化調整区域

形態規制 建蔽率 (5 0 %) (6 0 %)

容積率 (1 0 0 %) (2 0 0 %)

道路斜線 1. 2 5 勾配

隣地斜線 2 0 m + 1. 2 5 勾配

北側斜線 規制なし

日影規制 (口(2) 4 h・2. 5 h) (口(3) 5 h・3 h)

防火指定 なし(建築基準法 第 2 2 条区域)

建築計画の内容 道路上空に設けられる渡り廊下

第 2. 適用範囲

■法第 4 4 条第 1 項第 4 号関係

公共用歩廊

■道路上空に設けられる渡り廊下

その他通行又は運搬に供する建築物 ()

第 3. 用途、構造、規模等

■計画用途 (渡り廊下)

■構造 (鉄骨造)

■規模 (平屋建て、高さ 9, 3 8 0 m、建築面積 8 6. 0 1 m²)

第 4. 特定行政庁の判断

【安全上支障ない旨の判断】

道路上において、通行部分の高さが 5. 5 3 m となっており、道路の見通しが確保され、一般の通行に支障がないため、安全上支障がないと判断できる。

【防火上支障ない旨の判断】

耐火建築物で計画されており、建物相互間は防火上、有効な距離を取り計画されていることから、防火上支障がないものと判断できる。

【衛生上支障ない旨の判断】

採光、通風共に管理上有効な空地が確保されていることから、周囲に対する衛生上の問題はないと判断できる。

以上のことから、他の建築物の利便を妨げ、その他周囲の環境を害する恐れがないと認められる。

結果

上記により、許可相当と判断する。

包括同意基準による許可処分の一覧表

建築基準法第43条第2項第二号に係る許可 [対象期間 令和3年6月23日～令和3年7月27日]

1. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第二号

- (ア) 河川等管理用の道
- (イ) 水路敷きの道
- (ウ) 国等所有の土地の道
- (エ) 法第42条第1項第四号の区域内の道

2. 建築基準法施行規則第10条の3第4項第三号

- (ア) 狭あい公道
- (イ) 協定道路

No	申請地	申請者	建物概要	現況幅員	許可受付日	消防長同意	許可日付	備考
1	鳩ヶ谷本町1丁目地内	個人	木造2階建 専用住宅 延べ面積 83.43㎡	4.0m	R3.7.12 第27号	R3.7.27 第206号	R3.7.27 第107号	最高高さ10m以下 外壁：防火構造以上、軒裏：不燃材料 工事監理者を定める

(ウ) 私道4m